

接続約款変更届出書

令和7年12月25日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 CEO 松田 浩路

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年1月5日
------	----------

接続約款変更届出書



令和7年12月25日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は し まつやまいっちょうめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 みやくら やすあき
宮倉 康彰

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年1月5日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施) 第 11 条の 2 別表 1 (接続により提供する機能) の 1-1 (基本接続機能) に規定する機能において、<u>事業法第 34 条第 3 項第 1 号口の総務省令で定める機能(以下「法定機能」といいます。)</u>を休廃止しようとするときは、<u>当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する 3 年前までにその情報を対面等説明(事業法施行規則第 23 条の 9 の 7 第 1 項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。)</u>により提供を行い、<u>法定機能以外の機能</u>を休廃止しようとするときは、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する 1 年前までにその情報を対面等説明により提供するものとします。(併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。) 2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を、当該機能を利用する協定事業者提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、<u>法定機能については情報の提供から 3 年未満で、法定機能以外の機能については</u>情報の提供から 1 年未満で当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は当該機能を休廃止することがあります。 3 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第 34 条の 2 に定める周知を行ったこととします。 <u>4 前 3 項の規定にかかわらず、当該機能を現に利用する協定事業者がいない場合は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は速やかに当該機能を休廃止することがあります。</u> (略)	(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施) 第 11 条の 2 別表 1 (接続により提供する機能) の 1-1 (基本接続機能) に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する 1 年前までにその情報を対面等説明 (<u>事業法施行規則第 23 条の 9 の 7 第 1 項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。</u>) により提供するものとします。 (併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。) 2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を、当該機能を利用する協定事業者提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から 1 年未満で当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は当該機能を休廃止することがあります。 3 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第 34 条の 2 に定める周知を行ったこととします。 (略)

新					旧				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 2 料金額 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 (略) 2 料金額 (略) 第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	LTE直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額
		(削除)	(削除)	(削除)			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額

新					旧				
2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）					2-1の2 LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額
		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額

新					旧				
2-1の3 5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）					2-1の3 5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	122,023円	月額
		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	12,202円	月額
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	108,378円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,837円	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	101,257円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,125円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	113,355円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	11,335円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	104,630円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	10,463円	月額

新					旧				
2-2 直収パケット接続回線管理機能					2-2 直収パケット接続回線管理機能				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備考
直収パケット接続回線管理機能	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	直収パケット接続回線管理機能	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>70円</u>	<u>月額</u>
	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>67円</u>	月額		令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>69円</u>	月額
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	64円	月額		令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	64円	月額
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	63円	月額		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	63円	月額
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	61円	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	61円	月額
(略)					(略)				

新

別表 2 接続形態
1 適用

区分	内容	
(1) 事業者の 区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します	
	用語	意味
	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）
	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）
	経 由 事 業 者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）
	I P	I P 電話事業者
MVNO	仮想携帯電話事業者	
(2) 表の 適用	(略)	

別表 2 接続形態
2－1 接続形態表
添付 1（新）のとおり

旧

別表 2 接続形態
1 適用

区分	内容	
(1) 事業者の 区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します	
	用語	意味
	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）
	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者（ただし、2－1表および2－2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合はこの限りではありません。）
	経 由 事 業 者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）
	サービス制御事業者	当該接続において、通話路を設定することなく契約者向けサービスを制御する電気通信事業者
I P	I P 電話事業者	
MVNO	仮想携帯電話事業者	
(2) 表の 適用	(略)	

別表 2 接続形態
2－1 接続形態表
添付 2（旧）のとおり

新	旧
(略) <u>附則（令和 7 年 12 月 25 日 K 相接 S 0069 及び O C T 技第 25-136 号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は、令和 8 年 1 月 5 日から実施します。</u>	(略)

2-1 接続形態表

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
当社	—	携帯電話事業者	1-1	当社	当社	—	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
1-2	削 除						
Q1-1	削 除						
当社	携帯電話事業者	携帯電話事業者	E1-1	当社	当社	—	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	当社	E1-2	当社	当社	—	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	携帯電話事業者	2-1	当社	当社	—	
当社	中継事業者	PHS事業者	3-1	当社	当社	—	
当社	二	端末系事業者	3-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-3	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-5	削 除			
			3-6	アイ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:端末系事業者	アイ以外の区間:当社 イ 着信事業者欄:当社	アイ以外の区間:二 イ 着信事業者欄:二	
			3-7	当社	端末系事業者	—	・着信者に課金する呼に限ります。
			3-8	アイ以外の区間:当社 イ 着信:端末系事業者	アイ以外の区間:当社 イ 着信:端末系事業者	アイ以外の区間:二 イ 着信:二	・着信は、端末系事業者の総合オープン通信網を指します。
			3-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0087)に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8(に限ります。)又は同規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99)に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			3-10	端末系事業者	当社及び端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	端末系事業者	4-1	当社	当社	—	
			4-2	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-4	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-5	中継事業者	端末系事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。 ・第2表及び第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			4-6	削 除			
			4-7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-99)に限ります。)又は同規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-8	中継事業者	当社及び端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-9	端末系事業者	当社	端末系事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-10	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-11	サービス制御事業者	端末系事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			4-12	端末系事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			4-13	端末系事業者	端末系事業者	中継事業者	・番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(115)に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
携帯電話事業者	—	当社	5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。
5-2	削 除						
携帯電話事業者	中継事業者	当社	E5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	中継事業者(着側から1社目)	・予め登録した同一ユーザグループ内での短桁番号(内線番号)を使用して発信する呼に限ります。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
PHS事業者	中継事業者	当社	6-1	PHS事業者	PHS事業者	中継事業者(着側から1社目)	
			6-2	削 除			
			6-3	削 除			
			6-4	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	
PHS事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A6-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
PHS事業者	携帯電話事業者	当社	A6-2	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
PHS事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B6-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	二	当社	7-1	削 除			
			7-2	削 除			
			7-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			7-4	削 除			
端末系事業者	携帯電話事業者	当社	A7-1	削 除			
			A7-2	削 除			
			A7-3	削 除			
			A7-4	削 除			
			A7-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A7-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号番を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。
			A7-7	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
端末系事業者	当社	携帯電話事業者	B7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C7-1	削 除			
端末系事業者	当社	IP	D7-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	中継事業者	当社	8-1	_____削_____除			
			8-2	_____削_____除			
			8-3	_____削_____除			
			8-4	_____削_____除			
			8-5	_____削_____除			
			8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	
			8-7	ア イ以外の区間: 端末系事業者 イ 着信事業者欄: 当社	端末系事業者	ア イ以外の区間: ニ イ 着信事業者欄: ニ	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。.)を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			8-8	ア イ以外の区間: 中継事業者 イ 着信事業者欄: 当社	中継事業者	ア イ以外の区間: ニ イ 着信事業者欄: ニ	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			8-9	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。.)を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			8-10	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			8-11	_____削_____除			
端末系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	8-12	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	
			A8-1	_____削_____除			
			A8-2	_____削_____除			
			A8-3	_____削_____除			
			A8-4	_____削_____除			
			A8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。
			A8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。.)を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A8-8	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B8-1	_____ 削 _____ 除			
			B8-2	_____ 削 _____ 除			
			B8-3	_____ 削 _____ 除			
			B8-4	_____ 削 _____ 除			
			B8-5	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・第3表の端末系事業者は、端末系事業者の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります。
B8-6	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。			
B8-7	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限ります。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限ります。			
端末系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C8-1	_____ 削 _____ 除			
			C8-2	_____ 削 _____ 除			
			C8-3	_____ 削 _____ 除			
			C8-4	_____ 削 _____ 除			
			C8-5	_____ 削 _____ 除			
			C8-6	_____ 削 _____ 除			
			C8-7	_____ 削 _____ 除			

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	中継事業者及び当社	IP	D8-1	_____ 削 _____ 除			
			D8-2	_____ 削 _____ 除			
			D8-3	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
			D8-4	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号(0091番号帯を除きます。)を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			D8-5	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85条)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			D8-6	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
国際系事業者	二	当社	9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限りします。
国際系事業者	携帯電話事業者	当社	A9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	当社	携帯電話事業者	B9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C9-1	_____ 削 _____ 除			
国際系事業者	当社	IP	D9-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者	当社	10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)	・国際通話に限りします。
			10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限りします。
			10-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限りします。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
国際系事業者	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A10-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
			A10-2	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
			B10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C10-1	_____ 削 _____ 除			
			C10-2	_____ 削 _____ 除			
国際系事業者	中継事業者及び当社	IP	D10-1	国際系事業者	国際系事業者	中継事業者(発側から1社目)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
			D10-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
当社	二	国際系事業者	11-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限りします。
			11-2	国際系事業者	当社	国際系事業者	・国際通話に限りします。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
削_____除			12-1	削_____除			
			12-2	削_____除			
			12-3	削_____除			
当社	中継事業者	国際系事業者	13-1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・国際通話に限ります。 ・第2表から第4表の中継事業者は同一の事業者とします。
			13-2	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・国際通話に限ります。
IP	二	当社	14-1	削_____除			
			14-2	削_____除			
			14-3	IP	IP	IP	
			14-4	削_____除			
IP	携帯電話事業者	当社	A14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	当社	携帯電話事業者	B14-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
IP	当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C14-1 削_____除				
IP	当社	IP	D14-1	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
IP	削_____除 中継事業者	当社	15-1	削_____除			
			16-1	IP	IP	IP	
			16-2	IP	IP	中継事業者(発側から1社目)	
			16-3	削_____除			
IP	中継事業者及び 携帯電話事業者	当社	A16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	中継事業者及び当社	携帯電話事業者	B16-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。
IP	中継事業者、当社及び 携帯電話事業者	携帯電話事業者	C16-1 削_____除				
IP	中継事業者及び当社	IP	D16-1	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	IP(発信事業者)	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限ります。
当社	二	IP	17-1	当社	当社	二	
			17-2	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
			17-3	IP	IP	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			17-4	IP	当社	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570又は0180-999に限ります。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			17-5	IP	当社及びIP	IP	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
当社	中継事業者	IP	17-6	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			18-1	当社	当社	—	
			18-2	IP	IP	IP	・着信者に課金する呼に限ります。
			18-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			18-4	サービス制御事業者	サービス制御事業者	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			18-5	IP	IP	サービス制御事業者	・着信者に課金する呼に限ります。
			18-6	IP	IP	中継事業者(発側から1社目)	・着信者に課金する呼に限ります。
			18-7	中継事業者	当社	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)又は番号規則別表第11号に規定する電気通信番号(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			18-8	中継事業者	当社及びIP	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
			18-9	中継事業者	当社及び中継事業者	中継事業者	・番号規則別表第2号に規定する電気通信番号(0570に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。
削_____除			19-1	削_____除			
当社若しくは当社及び特定BWA事業者	—	MVNO	A19-1	MVNO	MVNO	MVNO	・直取パケット接続機能及び直取パケット接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限ります。
当社	二	PHS事業者	20-1	当社	当社	二	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
PHS事業者	二	当社	21-1	PHS事業者	PHS事業者	PHS事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。
端末系事業者	PHS事業者	当社	A22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限ります。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が端末系事業者となる場合を除きます。

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
端末系事業者	当社	PHS事業者	B22-1	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が9端末系事業者となる場合を除きます。
端末系事業者	中継事業者及びPHS事業者	当社	A23-1	_____削_____除			
			A23-2	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が9端末系事業者となる場合を除きます。
			A23-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
			A23-4	端末系事業者	サービス制御事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
端末系事業者	中継事業者及び当社	PHS事業者	B23-1	_____削_____除			
			B23-2	端末系事業者	端末系事業者	端末系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が9端末系事業者となる場合を除きます。
			B23-3	中継事業者	中継事業者	中継事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して発信する呼に限りします。 ・端末系事業者は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条第2項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の場合に限りします。
国際系事業者	PHS事業者	当社	A24-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	当社	PHS事業者	B24-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者及びPHS事業者	当社	A25-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
国際系事業者	中継事業者及び当社	PHS事業者	B25-1	国際系事業者	国際系事業者	国際系事業者	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。 ・国際通話に限りします。
IP	PHS事業者	当社	A26-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
IP	当社	PHS事業者	B26-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
IP	中継事業者及びPHS事業者	当社	A27-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転先事業者となる呼に限りします。
IP	中継事業者及び当社	PHS事業者	B27-1	IP	IP	IP	・MNPIにおいて、当社が移転元事業者となる呼に限りします。
当社	—	携帯電話事業者	R1-1	アイ以外の区間:携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(着信事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者	当社	R1-2	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者	携帯電話事業者	R1-3	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	PHS事業者	R1-4	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者	端末系事業者	R1-5	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者	IP	R1-6	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	端末系事業者	R1-7	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	IP	R1-8	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者及び中継事業者	国際系事業者	R1-9	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:当社	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:— イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
	携帯電話事業者	携帯電話事業者	R2-1	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(発信事業者)	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:携帯電話事業者(経由事業者)	アイ以外の区間:携帯電話事業者(経由事業者) イ 発信事業者欄:—	・ローミングに係る呼に限りします。
当社	—	MVNO	28-1	MVNO	MVNO	MVNO	・OOXY自動接続機能及びOOXY自動接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限りします。

2-1 接続形態表

第1表			項番	第2表	第3表	第4表	備考欄
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
当社	—	携帯電話事業者	1-1	当社	当社	—	・当社が発信事業者となる文字メッセージ通信は項番1-1及び項番20-1の形態に限ります。
当社	中継事業者	端末系事業者	4-1	当社	当社	—	
携帯電話事業者	—	当社	5-1	携帯電話事業者	携帯電話事業者	携帯電話事業者	・当社が着信事業者となる文字メッセージ通信は項番5-1及び項番21-1の形態に限ります。
当社	中継事業者	IP	18-1	当社	当社	—	
当社若しくは当社及び特定BWA事業者	—	MVNO	A19-1	MVNO	MVNO	MVNO	・直取パケット接続機能及び直取パケット接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限ります。
当社	—	携帯電話事業者	R1-1	アイ以外の区間: 携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄: 当社	アイ以外の区間: 携帯電話事業者(着信事業者) イ 発信事業者欄: 携帯電話事業者(着信事業者)	アイ以外の区間: — イ 発信事業者欄: —	・ローミングに係る呼種に限ります。
当社	—	MVNO	28-1	MVNO	MVNO	MVNO	・OOXY自動接続機能及びOOXY自動接続回線管理機能を利用して提供するMVNOサービスに係る接続に限ります。

技術的条件の新旧対照

新	旧
技術的条件集 目次 技術的条件集 (略) 第2章 形態別接続条件 第1節 削除 第4条 削除 第5条 削除 第6条 削除 第7条 削除 第8条 削除 第9条 削除 第10条 削除 第2節 削除 第11条 削除 第12条 削除 第13条 削除 第14条 削除 第15条 削除 第16条 削除 第17条 削除 (略) 技術的条件集別表 (対移動体事業者接続用インタフェース仕様) 別表1. 削除 別表2. 削除	技術的条件集 目次 技術的条件集 (略) 第2章 形態別接続条件 第1節 <u>対移動体事業者接続用インタフェース仕様</u> 第4条 <u>網構成</u> 第5条 <u>接続方式</u> 第6条 <u>信号方式</u> 第7条 <u>接続シーケンス</u> 第8条 <u>輻輳制御方式</u> 第9条 <u>伝送装置間インタフェース仕様</u> 第10条 <u>その他接続に必要な事項</u> 第2節 <u>対地域／国際事業者接続用インタフェース仕様</u> 第11条 <u>網構成</u> 第12条 <u>接続方式</u> 第13条 <u>信号方式</u> 第14条 <u>接続シーケンス</u> 第15条 <u>輻輳制御方式</u> 第16条 <u>伝送装置間インタフェース仕様</u> 第17条 <u>その他接続に必要な事項</u> (略) 技術的条件集別表 (対移動体事業者接続用インタフェース仕様) 別表1. <u>対移動体事業者接続用インタフェース</u> 別表2. <u>MT P仕様</u>

新	旧																				
別表 3. 削除 別表 4. 削除 別表 5. 削除 技術的条件集別表（対地域／国際事業者接続用インタフェース仕様） 別表 6. 削除 別表 7. 削除 別表 8. 削除 別表 9. 削除 別表 10. 削除 （略） 第 1 章 通則 （用語の定義） 第 1 条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用することを示す。	別表 3. <u>I S U P 仕様</u> 別表 4. <u>接続シーケンス</u> 別表 5. <u>伝送装置間インタフェース仕様</u> 技術的条件集別表（対地域／国際事業者接続用インタフェース仕様） 別表 6. <u>対地域／国際事業者接続用インタフェース</u> 別表 7. <u>M T P 仕様</u> 別表 8. <u>I S U P 仕様</u> 別表 9. <u>接続シーケンス</u> 別表 10. <u>伝送装置間インタフェース仕様</u> （略） 第 1 章 通則 （用語の定義） 第 1 条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用することを示す。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (2)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(3) 削除</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>(4) 削除</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>(5) ～ (46)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	用語	意味	(1) ～ (2)	(略)	(3) 削除	削除	(4) 削除	削除	(5) ～ (46)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (2)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(3) <u>地域／国際事業者接続用インタフェース</u></td><td><u>国内固定事業者・国内中継事業者・国際事業者が接続する時に適用するインタフェース種別</u></td></tr> <tr> <td>(4) <u>移動体事業者接続用インタフェース</u></td><td><u>携帯電話事業者、PHS 事業者が接続する時に適用するインタフェース種別</u></td></tr> <tr> <td>(5) ～ (46)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	用語	意味	(1) ～ (2)	(略)	(3) <u>地域／国際事業者接続用インタフェース</u>	<u>国内固定事業者・国内中継事業者・国際事業者が接続する時に適用するインタフェース種別</u>	(4) <u>移動体事業者接続用インタフェース</u>	<u>携帯電話事業者、PHS 事業者が接続する時に適用するインタフェース種別</u>	(5) ～ (46)	(略)
用語	意味																				
(1) ～ (2)	(略)																				
(3) 削除	削除																				
(4) 削除	削除																				
(5) ～ (46)	(略)																				
用語	意味																				
(1) ～ (2)	(略)																				
(3) <u>地域／国際事業者接続用インタフェース</u>	<u>国内固定事業者・国内中継事業者・国際事業者が接続する時に適用するインタフェース種別</u>																				
(4) <u>移動体事業者接続用インタフェース</u>	<u>携帯電話事業者、PHS 事業者が接続する時に適用するインタフェース種別</u>																				
(5) ～ (46)	(略)																				

新	旧																
(標準的な接続箇所) 第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。 <table> <tr> <th>標準的な接続箇所</th><th>技術的条件</th></tr> <tr> <td>(1) 中継交換機の伝送装置</td><td>技術的条件集第2章第6節、第9節に規定するところによる。</td></tr> <tr> <td>(2) 直取パケット交換機に接続される帯域制御装置</td><td>技術的条件集第2章第5節、第7節、第8節に規定するところによる。</td></tr> <tr> <td>(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置に接続される伝送装置</td><td>技術的条件集第2章第4節に規定するところによる。</td></tr> </table> (相互接続呼の接続条件) 第3条 当社移動体網の接続インタフェース種別と直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号の関係は次表に示すとおりとする。次表の中の「入」は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社移動体網への接続（以下、「当社移動体網入接続」という。）が可能であることを示す。また次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社移動体網から直接協定事業者網への接続（以下、「当社移動体網出接続」という。）が可能であることを示す。	標準的な接続箇所	技術的条件	(1) 中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第6節、第9節に規定するところによる。	(2) 直取パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章第5節、第7節、第8節に規定するところによる。	(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置に接続される伝送装置	技術的条件集第2章第4節に規定するところによる。	(標準的な接続箇所) 第2条 本則に規定する標準的な接続箇所は次のとおりとする。 <table> <tr> <th>標準的な接続箇所</th><th>技術的条件</th></tr> <tr> <td>(1) 中継交換機の伝送装置</td><td>技術的条件集第2章第1節、第2節、第6節、第9節に規定するところによる。</td></tr> <tr> <td>(2) 直取パケット交換機に接続される帯域制御装置</td><td>技術的条件集第2章第5節、第7節、第8節に規定するところによる。</td></tr> <tr> <td>(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置に接続される伝送装置</td><td>技術的条件集第2章第4節に規定するところによる。</td></tr> </table> (相互接続呼の接続条件) 第3条 当社移動体網の接続インタフェース種別と直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号の関係は次表に示すとおりとする。次表の中の「入」は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社移動体網への接続（以下、「当社移動体網入接続」という。）が可能であることを示す。また次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社移動体網から直接協定事業者網への接続（以下、「当社移動体網出接続」という。）が可能であることを示す。	標準的な接続箇所	技術的条件	(1) 中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第1節、第2節、第6節、第9節に規定するところによる。	(2) 直取パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章第5節、第7節、第8節に規定するところによる。	(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置に接続される伝送装置	技術的条件集第2章第4節に規定するところによる。
標準的な接続箇所	技術的条件																
(1) 中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第6節、第9節に規定するところによる。																
(2) 直取パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章第5節、第7節、第8節に規定するところによる。																
(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置に接続される伝送装置	技術的条件集第2章第4節に規定するところによる。																
標準的な接続箇所	技術的条件																
(1) 中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章第1節、第2節、第6節、第9節に規定するところによる。																
(2) 直取パケット交換機に接続される帯域制御装置	技術的条件集第2章第5節、第7節、第8節に規定するところによる。																
(3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置に接続される伝送装置	技術的条件集第2章第4節に規定するところによる。																

新					旧						
種別 対パケットデータ直収ユーザインタフェース	中継交換機接続 インタフェース		対パケットデータ直収ユーザインタフェース	対移動体事業者SMS接続用インタフェース	種別 対パケットデータ直収ユーザインタフェース	中継交換機接続 インタフェース				対パケットデータ直収ユーザインタフェース	対移動体事業者SMS接続用インタフェース
接続番号	対移動体事業者IP接続用インタフェース	対固定事業者IP接続用インタフェース			接続番号	対移動体事業者IP接続用インタフェース	対地域／国際事業者接続用インタフェース	対移動体事業者IP接続用インタフェース	対固定事業者IP接続用インタフェース		
分類1（0A0－CDE）携帯電話系番号	出入	入	－	出入	分類1（0A0－CDE）携帯電話系番号	出入	入	出入	入	－	出入
分類2（0A～J）端末系番号	－	出	－	－	分類2（0A～J）端末系番号	二	出	－	出	－	－
分類3（0A0－CDE）PHS系番号	出入	入	－	出入	分類3（0A0－CDE）PHS系番号	出入	入	出入	入	－	出入
分類4（00XY～）国際系番号	－	出	－	－	分類4（00XY～）国際系番号	二	出	－	出	－	－
分類5（00XY～）中継系番号	－	出	－	－	分類5（00XY～）中継系番号	二	出	－	出	－	－
分類6（0AB0～）サービス系番号	－	出	－	－	分類6（0AB0～）サービス系番号	二	出	－	出	－	－
分類7（0A0－CDE）IP電話系番号	－	出	－	－	分類7（0A0－CDE）IP電話系番号	二	出	－	出	－	－
凡例－：規定しない					凡例－：規定しない						

新	旧
(略) 第2章 形態別接続条件 第1節 削除 第4条 削除 第5条 削除 第6条 削除	(略) 第2章 形態別接続条件 第1節 対移動体事業者接続用インタフェース仕様 (網構成) 第4条 当社移動体網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとする。 <u>(1) MGSとGSとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとする。</u> <u>(2) 1つの相互接続点の接続対象地域内にMGSが複数ある場合は、1つのGSがその接続対象地域内にある全てのMGSと接続することを可能とし、1つの相互接続点の接続対象地域内にGSが複数ある場合は、1つのMGSがその接続対象地域内にある全てのGSと接続することを可能とする。</u> 2 分類1、分類3における当社移動体網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとする。 <u>(1) 共通線信号網構成は、対応網構成とする。</u> <u>(2) 共通線信号網構成はA、B面の2面構成とし、A、B両面にリンクの設定を行うこととする。</u> (接続方式) 第5条 分類1、分類3における当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、技術的条件集別表1に示すとおりとする。 (信号方式) 第6条 <u>当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとする。</u> <u>(1) TTC標準に準拠したNo.7信号方式(ユーザ部はISUP)を適用する。共通線リンクの速度は「4.8kbit/s」もしくは「48kbit/s」,「64kbit/s」とし当社移動体網と対応網構成で接続する。</u>

新

旧

</

新

旧

の上、別途協議する。

※4：必要時には、原則として以下の情報を設定する。

移動系付加ユーザ種別1：移動通信（自動車・携帯電話サービス）

移動系付加ユーザ種別2：移動通信（cdmaOne800MHz）

※5：着C AをCHG信号で返送する場合、課金レート情報（ダミー）の転送を設定する。

※6：経由情報転送表示（逆方向／両方向）の設定に従い設定される。

（イ） 当社移動体網着信時の主な転送情報は表6.2のとおりとする。

表6.2 当社移動体網着信時の主な転送情報

接続形態		転 送 情 報						
当 社 移 動 体 網 着 信	他移動体網 ↓ 当社移動体網	発番号	発C A	発事業者情報	経由情報 転送表示	付加ユーザ種別	着番号	
		△	○	○	○※1	△※2	○	
	当社移動体網 ↓ 他移動体網	着C A	着事業者情報※4	経由事業者情報	付加ユーザ種別	課金レート情報※3		
		○	○ (当社)	△※5	△※6	単位料金表示	課金レート情報種別	課金レート

○：常に転送する情報，△：特定条件下のみ転送する情報

※1：経由情報転送表示の値は、接続形態及び事業者間精算情報の必要有無を考慮の上、別途協議する。

※2：送信する場合、移動系付加ユーザ種別1，移動系付加ユーザ種別2を設定する。

新	旧
第7条 削除 第8条 削除 第9条 削除 第10条 削除	<u>※3：着CAをCHG信号で返送する場合、課金レート情報（ダミー）の転送を設定する。</u> <u>※4：「POI階梯情報」は設定しない。</u> <u>※5：経由情報転送表示（逆方向／両方向）の設定に従い設定する。</u> <u>※6：必要時には、原則として以下の情報を設定する。</u> <u>移動系付加ユーザ種別1：移動通信（自動車・携帯電話サービス）</u> <u>移動系付加ユーザ種別2：移動通信（cdmaOne800MHz）</u> （接続シーケンス） 第7条 <u>当社移動体網と直接協定事業者網間の一般的な接続シーケンスを技術的条件集別表4に示す。但し、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末－網間のシーケンスは特に記載しない。また、当社の携帯・自動車電話（cdmaOne800MHz）端末と、直接協定事業者の有線によるアナログ端末／ISDN（デジタル）端末、又は無線による携帯電話端末、或いはPHS端末との接続を対象とした発着信の接続シーケンスを記載する。なお、接続シーケンス中に示すタイム値はJT-Q764を参照することとする。</u> （輻輳制御方式） 第8条 輻輳制御方式は、技術的条件集別表1に示すとおりとする。 <u>（伝送装置間インタフェース仕様）</u> 第9条 <u>伝送装置間インタフェース仕様は、技術的条件集別表5に示すとおりとする。</u> <u>（その他接続に必要な事項）</u> 第10条 <u>通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、CIC、TGNの付与方法、その他の接続に必要な事項のうち細目に亘るも</u>

新	旧
第2節 削除 第11条 削除 第12条 削除 第13条 削除	<u>のについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。</u> 第2節 <u>対地域／国際事業者接続用インタフェース仕様</u> (網構成) 第11条 当社移動体網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとする。 <u>(1) MGSとGSとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとする。</u> <u>(2) 1つの相互接続点の接続対象地域内にMGSが複数ある場合は、1つのGSがその接続対象地域内にある全てのMGSと接続することを可能とし、1つの相互接続点の接続対象地域内にGSが複数ある場合は、1つのMGSがその接続対象地域内にある全てのGSと接続することを可能とする。</u> 2 分類2及び分類4から分類7における当社移動体網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は 次のとおりとする。 <u>(1) 共通線信号網構成は、対応網構成とする。</u> <u>(2) 共通線信号網構成はA、B面の2面構成とし、A、B両面にリンクの設定を行うこととする。</u> (接続方式) 第12条 分類2及び分類4から分類7による当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、技術的条件集別表6に示すとおりとする。 <u>(信号方式)</u> 第13条 当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとする。 <u>(1) TTC標準に準拠したNo. 7信号方式(ユーザ部はISUP)を適用する。共通線リンクの速度は「4.8kbit/s」もしくは「48kbit/s」</u>

新

旧

／s」，「64kbit／s」とし当社移動体網と対応網構成で接続する。

(2) 共通線リンクの速度を「4.8kbit／s」もしくは「48kbit／s」，「64kbit／s」のいずれかで行うかは、接続する事業者の関門交換機毎に互いの設備状況等を考慮の上、別途協議する。

(3) MTP仕様は、技術的条件集別表7に示すとおりとする。

(4) ISUP仕様は、技術的条件集別表8に示すとおりとする。但し、規定外信号については原則として信号送信側で規制する。本ISUP仕様で規定された以外の信号を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しない。

なお、主な転送情報については次のとおりとする。

(ア) 当社移動体網発信時の主な転送情報は表 13. 1 のとおりとする。

表 13. 1 当社移動体網発信時の主な転送情報

接続形態		転 送 情 報						
当 社 移 動 体 網 発 信	当社移動 体網 ↓ 他事業者 網	発番号 △※1	発CA ○	発事業者 情報※2 ○ (当社)	経由情報 転送表示 ○※3	経由事業 者情報 △※4	付加ユー ザ種別 △※5	着番号 ○
	他事業者 網 ↓ 当社移動 体網	着CA △	着事業 者情報 ○	経由事業 者情報 △※6	課金レート情報※7			
					単位料金表示	課金レート 情報種別	課金レート	
					△	△	△	

○：常に転送する情報，△：特定条件下のみ転送する情報

※1：当社移動体網で着信転送を行なった場合等には設定されない場合がある。

※2：「POI階梯情報」は設定しない。

※3：経由情報転送表示の値は、接続形態及び事業者間精算情報の必要有無を考慮

新

旧

の上、別途協議する。

※4：経由事業者情報の値は、接続形態及び事業者間精算情報の必要有無を考慮の上、別途協議する。

※5：必要時には、原則として以下の情報を設定する。

移動系付加ユーザ種別1：移動通信（自動車・携帯電話サービス）

移動系付加ユーザ種別2：移動通信（cdmaOne800MHz）

※6：経由情報転送表示（逆方向／両方向）の設定に従い設定する。

※7：課金レート情報の転送については事前に接続事業者間で調整を行うこととする。

（イ）当社移動体網着信時の主な転送情報は表 13. 2 のとおりとする。

表 13. 2 当社移動体網着信時の主な転送情報

接続形態		転 送 情 報						
当社移動体網着信	他事業者網 ↓ 当社移動体網	発番号	発C A	発事業者情報	経由情報転送表示	付加ユーザ種別		着番号
		△※1	△※2	○	○※3	△		○
	当社移動体網 ↓ 他事業者網	着C A	着事業者情報※4	経由事業者情報	課金レート情報※6			付加ユーザ種別
					単位料金表示	課金レート情報種別	課金レート	
		○	○ (当社)	△※5	△	△	△	△※7

○：常に転送する情報，△：特定条件下のみ転送する情報

※1：国際網からの発信時では設定されないことがある。

※2：国際網からの発信時は設定されない。

※3：経由情報転送表示の値は、接続形態及び事業者間精算情報の必要有無を考慮の上、別途協議する。

※4：「P O I階梯情報」は設定しない。

新	旧
第14条 削除 第15条 削除 第16条 削除 第17条 削除	※5：経由情報転送表示（逆方向／両方向）の設定に従い設定される。 ※6：課金レート情報の転送については、事前に接続事業者間で調整を行うこととする。なお、発信網から「発ユーザ種別=一般発ユーザ」かつ「固定系付加ユーザ種別1=ピンク電話」が転送されてきた場合は「一般」と「公衆」の課金レートを転送する。 ※7：必要時には、原則として以下の情報を設定する。 移動系付加ユーザ種別1：移動通信（自動車・携帯電話サービス） 移動系付加ユーザ種別2：移動通信（cdmaOne800MHz） （接続シーケンス） 第14条 当社移動体網と直接協定事業者網間の一般的な接続シーケンスを技術的条件集別表9に示す。但し、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末－網間のシーケンスは特に記載しない。また、当社の携帯・自動車電話（cdmaOne800MHz）端末と、直接協定事業者の有線によるアナログ端末／ISDN（デジタル）端末、又は無線による携帯・自動車電話端末、或いはPHS端末との接続を対象とした発着信の接続シーケンスを記載する。なお、接続シーケンス中に示すタイマ値はJT-Q764を参照することとする。 （輻輳制御方式） 第15条 輻輳制御方式は、技術的条件集別表6に示すとおりとする。 （伝送装置間インタフェース仕様） 第16条 伝送装置間インタフェース仕様は、技術的条件集別表10に示すとおりとする。 （その他接続に必要な事項） 第17条 通信回線，共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号，CIC，TGNの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に亘るものについて

新	旧
(略)	では当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。
技術的条件集別表－1 (削除) (削除)	(略)
技術的条件集別表－2 (削除) (削除)	技術的条件集別表－1 <u>(対移動体事業者接続用インタフェース)</u> <u>(略)</u>
技術的条件集別表－3 (削除) (削除)	技術的条件集別表－2 <u>(MTP仕様)</u> (略)
技術的条件集別表－4 (削除) (削除)	技術的条件集別表－3 <u>(ISUP仕様)</u> (略)
技術的条件集別表－5 (削除) (削除)	技術的条件集別表－4 <u>(接続シーケンス)</u> (略)
技術的条件集別表－6 (削除) (削除)	技術的条件集別表－5 <u>(伝送装置間インタフェース仕様)</u> (略)
技術的条件集別表－7 (削除) (削除)	技術的条件集別表－6 <u>(対地域／国際事業者接続用インタフェース)</u> (略)
技術的条件集別表－8 (削除) (削除)	技術的条件集別表－7 <u>(MTP仕様)</u> (略)
技術的条件集別表－9 (削除) (削除)	技術的条件集別表－8 <u>(ISUP仕様)</u> (略)
技術的条件集別表－10 (削除) (削除)	技術的条件集別表－9 <u>(接続シーケンス)</u> (略)
	技術的条件集別表－10 <u>(伝送装置間インタフェース仕様)</u> (略)